

社会福祉法人旭川木の実会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川木の実会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「選任委員」という。）の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは理事、監事、評議員及び選任委員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 理事、評議員、選任委員に対しては報酬を支給しない。

2 監事に対しては原則として報酬を支給しないが、監事監査を実施した場合のみ、1回10,000円の報酬を支払うことができる。この場合は、第4条に規定する費用弁償の対象とはしない。また監査に対する報酬の総額は監事二人の合計で140,000円を上限とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償することができる。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

3 監事が同じ日に監事監査を行い理事会等に出席した場合は、第4条第1項に定める費用弁償は支払わない。

(1) 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	2,000円
------	--------

ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合、旅費規程に基づく費用弁償以外は支払わない。

(2) 役員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭川木の実会旅費規程を適用することができる。

(改 正)

第5条 本規程の改廃は理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。